【平成26年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成26年6月19日 総務委員長 織田 勝久

〇「議案第65号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

*消費税増税と一体をなす地方税法の一部改正には反対であり、これに伴う条例改正には賛成できない。また、軽自動車税の増税は個人事業者など一般庶民に広く 負担を求めるものであり、本議案については賛成できない。

≪審査結果≫

替成多数原案可決

- 〇「議案第78号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」 《主な質疑・答弁等≫
 - *川崎市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況と委員の報酬額について

審査会は定期的に月1回の開催となっているが、委員はその他にも必要に応じて適宜、活動している。委員は不服申立ての諮問案件ごとに担当を決めて、不服申立人や処分を行った実施機関からヒアリングを行い、諮問の検証や答申案の作成を行っている。委員の報酬については月額52,400円となっている。

*審査会委員の経験について

本議案の審査会委員については、再任ではなく新任である。また、職歴にある「横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会」は、横浜市の児童虐待事例について検証を行い、再発防止策の検討を行っていると聞いている。

*審査会の答申内容の公表について

審査会は実施機関からの諮問に対し調査審議を行い、実施機関へ答申している。実施機関は答申を踏まえて不服申立てに対する処分を決定しており、審査会の答申内容は市ホームページで公開している。

≪審査結果≫

全会一致同意

- ○「議案第79号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について」≪主な質疑・答弁等≫
 - *消費税増税及び賃金の増額分に係る費用について

当初契約締結後に、資材価格の高騰や賃金水準の変動、消費税率の引上げなど様々な変動が生じてきた。契約金額は様々な経費が混在して積算されているため、消費税の増額分の算出には詳細な積算が求められ、直ちに示すことは困難である。また、賃金についても増額分を算出することは困難である。

* 元請業者から労働者へ支払われる労務費の増額分について

労働者の賃金は、当初契約時に作業報酬下限額が算定され、業務完了まで適用されることとなっている。労務費の増額分は、適正に労働者へ支払われるべ

きであるため、元請業者には適正な支払いを行うよう指導している。

* 今後の契約変更の可能性について

今回の契約変更は賃金や物価水準の変動による「全体スライド」といわれる 請負金額の変更であるが、平成26年2月に国から「インフレスライド条項」 の適用が可能になるとの通知があり、本件の工事も対象となることから、今後 も契約変更の可能性はあると考えている。

≪意見≫

* 義務教育である公立中学校に中高一貫校を導入することは反対であり、その工事の変更契約である本議案については賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

〇「議案第84号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

≪意見≫

*契約締結時から、PFI事業の導入と習熟度別学習の教育の実施方法には反対しており、その工事の変更契約である本議案については賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

〇「議案第89号 平成26年度川崎市一般会計補正予算」

≪意見≫

*補正予算の中には、引きこもり対策の雇用創出事業や障害のある子どもに対する 支援事業など賛成できる事業も含まれているが、当初から反対してきた中高一貫 教育校や南部地域療育センターの合築に伴う工事に係る契約変更が補正額の7割 を占めているため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

〇「請願第65号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をは かり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教 育の保障に関する請願」

≪審査結果≫

取り下げ承認

〇「請願第78号 秘密保護法廃止の意見書提出に関する請願」

≪請願の要旨≫

国に特定秘密保護法を廃止するよう、意見書の提出を求めるもの。

≪理事者の説明要旨≫

特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、我が国と 国民の安全の確保を目的として、平成25年12月6日に成立し、同月13日に公 布された。

行政機関の長は「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」の4分野に関する情報で、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定し、又はこの指定要件を欠くことになった場合は特定秘密の指定を解除するものである。

法の適用に当たっては、拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならないとしている。

国民保護法は、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的として、平成16年9月に施行された。国は武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、国民に危険な状態になったことを知らせることとなっている。都道府県や市町村、消防機関などは、国民の保護のための措置(国民保護措置)として、避難、救援、武力攻撃災害への対処など重要な役割を担っており、国、県、市町村などが相互に連携協力することになっている。

国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、正確な情報を 適時かつ適切な方法で提供しなければならないと定められており、必要な情報につ いては、国から市へ情報提供するよう定められている。

≪主な質疑・答弁等≫

* 特定秘密保護法が施行された場合の本市の情報公開条例への影響について

特定秘密保護法は「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」及び「テロリズムの防止」に関する情報を特定秘密の対象としているが、本市がこれらの情報を保有することは想定されず、本市の情報公開条例への影響はないものと考えている。

*本市に勤務する警察職員が特定秘密を取り扱うことについて

本市の業務において、特定秘密に関する情報を取り扱う部署はなく、本市に 勤務する警察職員についても、特定秘密を取り扱う業務は行っていないと認識 している。公務員には守秘義務があり、退職後も含めて、業務上知り得た秘密 を漏らしてはいけないこととなっており、本市の保有する情報については、法 令に基づき適正に管理するよう徹底している。

*本市の職員が適正評価を受けることについて

職員が特定秘密を取り扱う場合には、本人の同意に基づき事前に適正評価を受けることになる。この適正評価は、当該職員が情報を漏らすおそれがないか確認するために行うもので、犯罪歴などの事項について調査される。本市の場合、特定秘密を取り扱う業務はないため、職員が適正評価を受けることはないと考えている。

*特定秘密保護法の施行までの国の取組について

現在、第三者を含めた情報保全諮問会議において、特定秘密の指定・解除、 適正評価の実施に関する運用基準を策定している。今後も内閣官房に(仮称) 保全監視委員会を、内閣府に(仮称)独立公文書管理監や(仮称)情報保全監査室を設置し、法の適正な運用がなされる予定である。

*国民の意見を聴取する機会について

情報保全諮問会議での協議内容を基に、パブリックコメントが実施される予定である。また、国民からの意見を踏まえ、情報保全諮問会議でまとめられた内容について閣議決定が行われる予定である。

*特定秘密の提供を受ける行政機関について

特定秘密の提供を受けることができる行政機関とは、我が国の安全保障上、 秘密情報が必要な防衛省や外国政府との秘密情報のやり取りを行う外務省など である。本市は特定秘密の提供を受ける行政機関には該当しない。

*必要な情報が国から提供されない可能性について

国民保護法により、武力攻撃事態等においては、国民の保護のため、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供されることとなっており、国や県から必要な情報は提供されるものと考えている。

≪意見≫

- *福島原子力発電所の爆発事故のときには、住民に必要な情報が公開されず、実際に混乱と被害が起きている。特定秘密保護法の規定する特定秘密の範囲は広く、 定義が曖昧である。特定秘密の指定を国の行政機関が行うことや、国民の十分な 理解を得ないまま法律が成立したことに危険を感じる。
- *情報を適切に管理していくことは重要であり、知る権利や報道の自由など、制度 を確立した上で、特定秘密についても適正に管理していく必要がある。国会議員 8名を構成員とする情報監視審査会を常設機関として設置するなどの動きもあり、 直ちに特定秘密保護法を廃止することは拙速である。今後も慎重な審議を続けて いくべきである。

≪取り扱い≫

- ・特定秘密の有効期間は最長で60年を超えるため、この法律では国民に情報が全く公開されないままというおそれがある。また、特定秘密の範囲が広く、秘密の定義が曖昧であり、罰則の規程も曖昧である。国民から重要な情報を遠ざける特定秘密保護法は実施すべきではないため、国へ意見書を提出すべきである。
- ・党として秘密保護法には反対してきた経過があり、意見書の提出には賛成である。 一方で、国家の安全保障上、防衛上の観点から、情報の取扱いに関する法整備は重要であると認識しており、併せて知る権利や報道の自由もしっかり確立すべきである。現在、情報保全諮問会議で審議しているところであり、本請願は継続審査とすべきである。
- ・これまで日本は秘密情報に関する法整備が不十分であったため、国際的な事件が 発生した際、外国政府から情報の提供を受けられなかった経緯がある。特定秘密 保護法は情報を適切に管理する上で必要な法整備であり、意見書は提出すべきで はなく、本請願は特定秘密保護法を廃止することを願意としているため、不採択 とすべきである。
- ・国においては特定秘密保護法に関連して、プライバシーや知る権利、情報公開制

度の見直しなど様々な検討がされており、特定秘密保護法の廃止を求める意見書は提出するべきではない。また、国際情勢等を鑑みると安全保障上、特定秘密保護法は必要な法律であることから、本請願は不採択とすべきである。

≪審査結果≫

賛成少数不採択